

院外処方せんマニュアル

平成 21 年 4 月

八尾市立病院

1. 対象患者

(1) 院外処方せんで対応する患者（院外調剤）

次の患者は、院外処方せんで対応します。

- 外来患者
- 院内全職員

(2) 院外処方せんで対応しない患者（院内調剤）

次の患者は、基本的に院内処方せんで対応します。

- 入院中の患者（退院時を含む）
- 入院患者の他科受診
- 時間外救急外来で受診した患者（救急外来・小児救急）
- 障害者及び歩行が困難な高齢者で、付き添いがなく薬の無料配達を受けられない患者

(3) 院外処方せん対応時間

- 2階外来受診した患者。
- 1階救急外来を午前9時から午後5時までに受診した患者。

2. 処方薬剤

(1) 院外処方せんで処方できない薬剤

- 治験薬
- 診断薬、検査・処置薬（緊急処置薬を含む）
- 在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料など）を算定する薬剤以外の注射薬
- 成長ホルモン製剤、特定生物由来製品（血友病用薬など）
- 適応外の処方や試薬
- 院内特殊製剤
- プラセボ

(2) 採用医薬品

八尾市立病院薬事委員会で決定された「採用医薬品」で、院内（入院含む）、院外共に処方できます。

(3) 特定患者用医薬品

ある特定の患者にのみ使用できる医薬品です。「特定患者用医薬品購入依頼書」を薬事委員会宛に提出し、登録された患者のみ処方できます。

この薬剤は、院内（入院含む）、院外共に処方できます。

(4) 院外処方専用医薬品

院外処方にもみ処方できます。院外専用医薬品投与中の患者が、入院された場合には処方できません。また、入院中の院外処方発行（他科受診でも）もできませんので、代替薬の処方をお願い致します。

院外処方用医薬品を登録される場合は、「院外処方専用医薬品登録依頼書」を薬事委員会宛に提出してください。薬事委員会で決定した後、登録作業を行いますので時間がかかります。事前の申請をお願いします。

(5) 院内特殊製剤

院内処方のみ処方できます。

外来では処置薬剤として処置オーダーより入力してください。（院外処方せんで処方できません。）

※新規の製剤については、「院内特殊製剤依頼書」を提出し、薬事委員会及び倫理委員会で検討された後、使用することができます。

(6) 採用薬の採用中止について

薬事委員会で採用薬の取消が決定した場合、在庫の関係上、院内薬剤部の在庫がなくなり次第、処方できなくなります。

3. 処方せんについて

(1) 院外処方せん

院外処方は、オーダー条件を「外来」とし、処方指示の「外来院外処方」でオーダーしてください。

(2) 処方せんの区分

処方せんは、保険区分ごとに1枚発行してください。

また、保険区分に該当する薬剤をオーダーしてください。

例えば、特定疾患（51）の処方せんで風邪薬をオーダーすることなどは、できません。

(3) 有効期間

特に指定しなければ、院外処方せんの有効期限は発行日を含めて4日間です。

4日以内又は以上で有効期限を設定する場合は、「処方せんの使用期間」欄に期日を記入し押印してください。

(4) 処方分割

1枚の処方せんを院内と院外に分けることはできません。また、同一日内で（他の診療科受診時でも）院内と院外を出すこともできません。

同月内に院内→院外になった場合、会計の返金処理が生じます。事務手続き削減のためにご協力ください。

ただし、同一日内で外来受診「院外処方」で、夜間救急外来「院内処方」は問題ありません。

(5) 処方薬の種類

7種類以上の内服薬を処方（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内ものを除く）すると、処方料が「68点」から「40点」に減点となります。

7種類以上の内服薬を処方することは控えてください。

4. 処方せんへの記載事項

(1) 処方せん

院外処方せんには、次の項目の記載が義務付けられています。

- 患者氏名
（投薬を受ける者の姓名を記載）
- 年齢
（投薬を受けるものが6歳に満たない場合は、その生年月日を記載し、その他の者については年のみ記載で差し支えありません。）
- 性別
- 医薬品名
- 分量（内服薬では投与日数、外用薬では投与全量）
- 用法及び用量
- 発行年月日
- 処方せんの使用期間
 - ① 交付の日を含めて4日以内の場合は、記載する必要がありません。
 - ② 患者の長期旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載してください。この場合において、当該処方せんは当該年月日の当日まで有効です。
- 病院の名称及び所在地
- 医師の記名押印又は署名
（処方せんに医師名が印字されますので、必ず押印してください。）
- 保険者番号
- 被保険者証、被保険者手帳の記号、番号
- 公費負担番号及び公費負担医療の受給者番号

(2) 麻薬を含む処方せん

麻薬を含む処方せんでは、上記の項目以外に次の項目が印字されます。

- 麻薬施用者の免許番号
- 患者の住所

※麻薬を処方する場合、事前に麻薬施用者の登録が必要です。

5. 処方オーダー時における基本的事項

(1) 処方せんについて

電子カルテにオーダーを入力し、処方せんを印刷してください。印刷された処方せんを医師が確認したうえで押印し、患者に手渡してください。原則として、手書きの処方せんは不可とします。

(2) 病名について

処方を行う場合は、診療録に必ず病名の登録（入力）をしてください。

(3) 薬剤名について

当院採用薬で電子カルテに登録されている薬剤のみ処方できます。複数の規格や剤形のある薬剤は、特に注意をしてください。

医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称で印字されますが、一部局方品や一般名処方対応医薬品では一般名（成分名）で印字される場合があります。このとき、電子カルテのオーダー画面での薬剤名称と処方せん印字名称が異なりますのでご注意ください。

(4) 分量について

a) 内服薬

1日分の投与量をオーダーしてください。

内服用滴剤（ラキソベロン等）は投与総量をオーダーしてください。

b) 頓服薬

1回分の投与量をオーダーしてください。

c) 外用薬及び注射薬

投与総量をオーダーしてください。

※いずれの場合も、単位を複数もつ薬剤がありますので、選択した単位の確認を行ってください。

(5) 用法及び用量

a) 内服薬

服用回数（1日3回等）、服用時点（毎食後等）及び投与日数並びに服用に際しての留意事項等を入力してください。

b) 頓服薬

服用時点（頭痛時等）及び投与回数並びに服用に際しての留意事項等を入力してください。

頓服薬は1回量を基準として、5回分以内、月3回、12回分までを頓服薬として取り扱います。定期的に処方される薬剤は頓服薬として取り扱えません。なお、内服薬と頓服薬では薬剤一部負担金が変わり、内服薬の方が金額が高くなります。

c) 外用薬

使用回数、使用時点及び使用部位並びに使用に際しての留意事項等を入力してください。

d) 注射薬

1回当たりの使用量、1日当たりの使用回数及び使用時点並びに使用に際しての留意事項等を入力してください。

e) 粉砕・混合指示

錠剤やカプセル剤の粉砕、軟膏の混合を希望される場合は、必ず「粉砕」又は「混合」の指示を入力してください。薬剤名を入力した後、「コメント」より指示を選択できます。

この場合、「調剤技術料」が加算されます。

f) 一包化指示

ワンドーズパッケージ（一包化）を希望される場合は、処方箋コメント一包化で「Rp 毎」又は「服用時間毎」を選択してください。（通常は「しない」に設定されています。）処方せんに指示が印字されます。

「Rp 毎」では、同一 Rp 内の薬剤ごとに一包化されます。

「服用時間毎」では、服用時点が同一の薬剤ごとに一包化されます。2剤以上の内服薬を服用時点ごとに一包化薬として調剤した場合は、投与日数が7またはその端数を増すごとに所定点数が算定されます。

g) 薬剤情報提供

おクスリ説明書（薬剤情報）を希望しない場合、処方箋コメント薬剤情報提供で「なし」を選択してください。（通常は「あり」に設定されています。）

また病名の告知をしていない場合、「なし」を選択してください。（八尾市薬剤師会との約束事項です。）

h) 水薬投与指示

水薬を原液で投与したい時は「原液で」の指示が必要です。薬剤名を入力した後、「フリーコメント」より指示を入力してください。

「全量〇〇mL」の指示の場合、希釈されます。

i) 散薬付き水剤の指示

散薬付き水剤は、「散付き水剤で」の指示が必要です。「フリーコメント」より指示を入力してください。

例) プロチン液 3.3% 10mL
 キョウニン水 5mL
 単シロップ 10mL
 リン酸コデイン散 1% 5g

1日3回 毎食間 4日分 「散付き水剤で」

指示の記載がない場合、それぞれ水薬及び散薬として調剤される可能性があります。

j) 「医師の指示通り」の禁止

「用法説明済み」や「医師の指示通り」といった用法指示は内服薬、外用薬、注射薬を問わず使用できません。必ず詳細に入力してください。

(6) 投与日数

a) 長期投与

「麻薬及び向精神薬」、「薬価基準収載後1年以内の医薬品」について投与日数の制限があります。制限を超えてオーダした場合エラーが表示されますので、制限日数内で入力し直してください。

長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認める必要最小限の範囲において、上記制限日数を超えて投与した場合は、その理由をエラー画面でコメント入力してエラーを解除してください。

b) 倍量投与

倍量投与については、禁止とします。

c) **服用日指定**

隔日投与、漸増（漸減）法、不均等分割などは、医師の意図が正確に伝わるように指示を入力してください。

特に指示しない限り、「服用開始日」は処方日と同一になります。服用日を指定する場合は変更してください。

(7) **特定保険医療材料**

インスリン等の注射針は、薬剤と一緒に処方してください。注射針だけの処方できません。

(8) **「以下余白」**

処方の最後には、「以下余白」が印字されます。

(9) **処方変更・追加**

新規でオーダし直し、新たに処方せんを印刷してください。

変更・追加前のオーダは、カルテ上削除してください。

原則として、手書きでの修正・追加は不可とします。

6. **後発医薬品について**

(1) **後発医薬品とは**

後発医薬品とは、先発医薬品の承認販売後、再審査期間（安全性再確認などの期間）や特許の有効期間など一定の期間の経過後、厚生労働大臣の承認を得て、製造・販売する医薬品を「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」といい、先発医薬品と同じ有効成分、含量、投与経路、効能・効果、用法・用量で、先発医薬品よりも安価で提供できるという特長をもっています。

(2) **後発医薬品への変更について**

処方した薬品に後発医薬品が存在し、患者が希望した場合、調剤薬局において患者に説明と同意のうえ後発医薬品に変更して調剤されます。

薬品名の先頭に『★』が表示される場合、変更可能な後発医薬品が存在することを意味していますので、オーダ時に参考にしてください。

(3) **後発医薬品への変更を不可とする場合**

処方した薬品について後発医薬品への変更を全て不可としたい場合、オーダ画面で『後発医薬品への変更不可』のコメントを指定してください。

備考欄に医師名が印字されますので、押印してください。

薬品毎に後発医薬品への変更を不可としたい場合、その薬品毎に薬剤コメントから『後発医薬品変更不可』のコメントを指定してください。

※備考欄に医師名を印字しないために、後発医薬品のコメントは『後発医薬品への変更可』（デフォルト）のままにしてください。

(4) その他

適応症の相違などで後発医薬品に変更できない薬品については、事前にマスタ設定しているため、『後発医薬品への変更不可（上記1剤）』のコメントを自動展開します。

7. 疑義照会

(1) 運用について

- ① 調剤薬局からの疑義照会を薬剤師が FAX にて受け取り確認します。保険・公費負担の内容は、医事職員が FAX を受け取り確認します。（この場合、事前に調剤薬局から電話連絡が入ります。）
- ② 疑義照会内容及び公費負担の内容は、薬剤師又は医事職員が医師に電話で問い合わせます。保険の内容は、医事職員が直接回答します。
- ③ 回答内容は、各担当職員（薬剤師又は医事職員）が記入し、調剤薬局へ FAX を返信します。
- ④ 薬剤部で回答した FAX は、3 階ボックス（医事課）に入れ、医事課が回収します。
- ⑤ 医事情報システム担当者は、医事情報を修正します。診療録が変更されていない場合は、医師に文書で修正を依頼します。
- ⑥ 医師は疑義照会で処方変更があった場合は、速やかに診療録を修正してください。
- ⑦ 疑義照会 FAX 文書は、診療情報管理室で 5 年間保管します。保険に関する問い合わせ内容は、医事課で廃棄します。

[注意]

- ・ 後発医薬品への切り替えに関する内容は、「お薬手帳」等により情報フィードバックが行われるので、診察時に確認してください。
- ・ 調剤過誤、副作用発生等の連絡は、薬剤部から連絡します。

(2) 疑義照会不要の取り決めについて

a) 剤形の変更

- 例) ドグマチールカプセル → ドグマチール錠
 ビオフェルミン錠 → ビオフェルミン

タケプロンカプセル → タケプロン OD錠

※必ず患者に価格、服用方法等を説明し、同意のうえ変更されます。

※用法用量が変わらない場合のみ変更可とします。

※安定性、体内動態等を考慮して変更されます。

※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可とします。

※外用薬の剤形変更は不可とします。(軟膏→クリームの製剤の変更等)

b) 処方規格の別規格への変更（別規格の製剤がある場合）

例) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

40mg錠 1回半錠 → 20mg錠 1回1錠

※患者に薬効、安定性、価格等を説明し、同意のうえ変更されます。

c) コンプライアンス等の理由により、無料で粉碎・混合すること

※安定性のデータに留意し患者に十分説明のうえ粉碎・混合されます。

※粉碎・混合加算が算定される場合、疑義照会が入ります。

d) コンプライアンス等の理由により、無料で一包化調剤すること。

※安定性のデータに留意し患者に十分説明のうえ一包化されます。

※一包化加算が算定される場合、疑義照会が入ります。

e) 湿布薬や軟膏での包装規格の変更に関すること。

例) モーラスパップ (6枚入り) × 7袋 → (7枚入り) × 6袋

アズノール軟膏 (20g/本) × 5本 → (100g/本) × 1本

アズノールうがい液 (5mL/本) × 2本 → (10mL/本) × 1本

f) 経過措置による名称の変更に関すること。

患者に十分説明のうえ、変更して調剤されます。

(3) その他

- 処方に変更された場合、「お薬手帳」で情報提供されるため、診察時に確認して下さい。
- 後発医薬品不可処方せんを後発医薬品可とする変更については、疑義照会を行わず次回診察時に患者が直接申し出る運用です。処方時に確認して下さい。
- 在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否は認めていません。

注)

- 疑義照会対応時間は、原則として診療時間内とします。
- 緊急を要する疑義照会が発生した場合は、上記の限りではありません。
時間外の対応は、「院内薬剤部」で行います。

備考

第1版作成：平成14年4月1日

改定：平成21年4月1日